

保 育 間 伐

- (1) 選木にあたっては、植栽樹種の均等配置を念頭に置き、次のものから優先的に選木・伐倒するものとする。
 - ① 形質不良木（曲木，被圧木，損傷木等）
 - ② 病虫獣害等の被害木
 - ③ 密度調整上，伐採が必要な植栽木（小径木等）
- (2) 伐倒にあたり，残す植栽木に損傷を与えないよう注意し，なるべく低い位置から伐倒すること。
- (3) 掛り木については，そのまま放置することなく，危険の無いよう適切に処理しなければならない。
- (4) 伐倒木は，梢端部まで枝払いし，任意の長さに玉切りすること。その際，地表面に設置させ滑落しないよう安定させること。
- (5) 事業箇所が人家や道路等に隣接した急傾斜地又は沢付近では，大雨等で伐倒木が滑落，流出しないよう伐倒木は，等高線に平行に存置すること。
- (6) 事業区域外及び溪流内には間伐木等を倒さないこと。また，倒した場合は除去して落下及び流出防止のための固定等の処置をすること。
- (7) 雑木等については，特に監督職員の指示がある場合を除き，伐採すること。また，造林木に巻きついている蔓類は切断すること。
- (8) 標準地の設定は，以下のとおりとする。
 - ① 面積は，200 平方メートルとする。四隅には木杭を打ち，ビニールテープで目印を付ける。
 - ② 事業区域面積が1ヘクタール以下の場合1箇所，1ヘクタールを越えて3ヘクタール以下の場合2箇所，3ヘクタールを越え5ヘクタール以下の場合3箇所とし，2ヘクタール増毎に1箇所を増設し，最大10箇所とする。
 - ③ 標準地では，全ての立木の胸高直径を測定し，設計伐採率に基づき，伐採木を選定する。また，測定したデータは取りまとめの上，監督職員に提出すること。
なお，設定した標準地は，完成検査終了まで保持するものとする。